

固定資産税 償却資産のあらまし

名古屋市

法人や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具および備品などの償却資産については、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります。

償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物 ^{※1}	駐車場の舗装(砂利敷きを含む)、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
第2種	機械および装置 (建物附属設備 ^{※1})	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
		建物附属設備 ^{※1} 1 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 特定附帯設備(テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備)
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
第5種	車両 ^{※2} および 運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等、台車等
第6種	工具・器具 および備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※1 国税申告において、構築物や建物附属設備を建物一式として減価償却していても、償却資産申告においては上表に掲げる構築物や建物附属設備を個別に申告する必要があります。

※2 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック等(これらと同じ所有者が取り付けたカーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含みます。)は対象外です。特に、小型特殊自動車や特種用途自動車を誤って申告しないよう注意してください。

申 告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方は、資産が所在する区ごとに申告書を作成していただき、毎年1月31日(土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日)までに、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へ提出してください(市税事務所の担当区域につきましては、4ページをご覧ください。)

※ 郵送や電子申告(エルタックス)による申告書のご提出にご協力をお願いします。電子申告についての詳細は、エルタックスホームページ<<https://www.eltax.lta.go.jp/>>をご覧ください。

※ 市税の申告に関する書類の作成など市税の申告等の事務を、業として本人の代理で行うことができるのは、税理士等一定の資格を有する者に限られていますので、ご注意ください。

償却資産の評価方法

国が定めた固定資産評価基準に基づいて、次の①・②のとおり、資産の取得価額、取得年月および耐用年数をもとに算出します。

①前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額}^{\ast 1} \times (1 - \text{減価率}^{\ast 2} / 2)$$

(注)減価率^{※2}/2の計算をして得た数値について、小数点以下第4位は四捨五入します。

②前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}^{\ast 2})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

※1 償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など、その償却資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

※2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められており、減価残存率を算出すると下表のようになります。

【計算例】取得価額 3,000,000 円、取得年月 令和6年5月、耐用年数3年の資産の場合

$$\text{令和7年度} = 3,000,000 \text{ 円} \times 0.732 = 2,196,000 \text{ 円}$$

$$\text{令和8年度} = 2,196,000 \text{ 円} \times 0.464 = 1,018,944 \text{ 円}$$

$$\text{令和9年度} = 1,018,944 \text{ 円} \times 0.464 = 472,790 \text{ 円}$$

$$\text{令和10年度} = 472,790 \text{ 円} \times 0.464 = 219,374 \text{ 円}$$

$$\text{令和11年度} = 219,374 \text{ 円} \times 0.464 = 101,789 \text{ 円} < 150,000 \text{ 円}$$

◎令和11年度で取得価額の5%(150,000円)を下回りますので、以降は150,000円になります。

減価残存率表

耐用年数	1-減価率/2	1-減価率	耐用年数	1-減価率/2	1-減価率	耐用年数	1-減価率/2	1-減価率
(年)			(年)			(年)		
2	0.658	0.316	9	0.887	0.774	16	0.933	0.866
3	0.732	0.464	10	0.897	0.794	17	0.936	0.873
4	0.781	0.562	11	0.905	0.811	18	0.940	0.880
5	0.815	0.631	12	0.912	0.825	19	0.943	0.886
6	0.840	0.681	13	0.919	0.838	20	0.945	0.891
7	0.860	0.720	14	0.924	0.848			
8	0.875	0.750	15	0.929	0.858			

※固定資産評価基準別表第15の「耐用年数に応ずる減価率表」より作成しています。

税率と税額

税率は1.4%です。原則として、1つの区の区域内に所在する資産の評価額の合計額が課税標準額となり、課税標準額にこの税率を乗じた額が税額となります。

(例) 課税標準額が200万円の場合、年税額は2万8千円(200万円×1.4/100=28,000円)です。

免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

減 免

償却資産が災害により一定以上の被害を受けたときなどは、固定資産税(償却資産)の減免(税額の全部または一部を軽減させること)を受けることができます場合があります。

納める方法

納期月は、1期(4月)、2期(7月)、3期(12月)、4期(翌年2月)の年4回です。

各納期に納付書(お支払いの際に必要な用紙)をお送りしますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

また、納付には便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

法人税・所得税との比較

項 目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	旧定率法(固定資産評価基準に定める減価率による)	定率法または定額法の選択制 (平成10年4月1日以後取得の建物、平成28年4月1日以後取得の構築物および建物附属設備は定額法のみ)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます(租税特別措置法)。
増 加 償 却	認められます。	認められます(法人税・所得税法)。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(一部合算評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満が取得価額が10万円未満の資産)	【課税対象外】 法人税法または所得税法において、損金または必要な経費に算入したもの。	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条) 必要な経費に算入するものとする (所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)		3年間で損金または必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2・ 所得税法施行令第139条)
中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された30万円未満の減価償却資産	課税対象です。	損金または必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2・ 同法第67条の5)

《調査への協力をお願い》

本市では、地方税法第353条および第408条に基づき、減価償却資産明細書(固定資産台帳)の写しの提出をお願いし、申告内容と照合する調査を行っております。調査の際は提出のお願いの文書をお送りしますので、ご協力をお願いします。

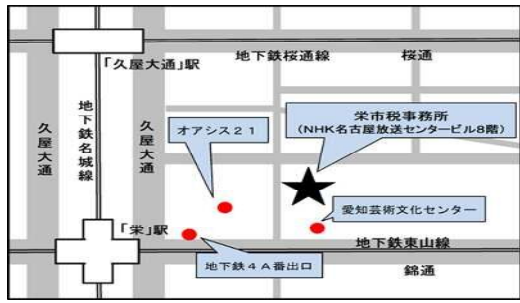
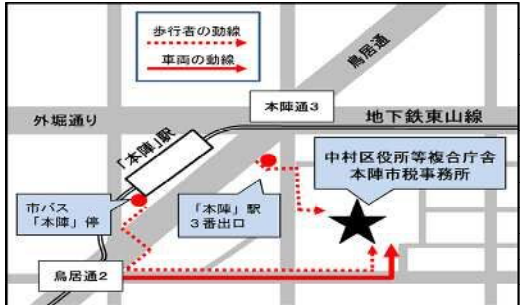
また、申告漏れ等の場合の課税に際しては、地方税法第17条の5に基づき、5年を限度として資産を取得された年の翌年度まで遡及して課税されます。この場合、過年度分につきましては、通常の納期とは異なり納期は1回となりますのでご注意ください。

申告書の提出先・お問い合わせ先

償却資産申告書の提出は、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へお願いします。なお、償却資産申告書は、資産が所在する区ごとに作成し、必ず区名を記載していただきますようお願いいたします。

その他、業種別の主な償却資産や申告についてなど、詳しくは「償却資産(固定資産税)申告の手引」等をご確認いただくか、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当にお問い合わせください。

※ 償却資産申告書・種類別明細書など申告に必要な用紙や「償却資産(固定資産税)申告の手引」は、名古屋市公式ウェブサイト<<https://www.city.nagoya.jp/>>からダウンロードしていただくか、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へご請求ください。

資産が所在する区	担当する市税事務所	
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課償却資産担当 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) TEL (052)959-3309 FAX (052)959-3319	 地下鉄栄駅4A番出口から400メートル
西区 中村区 中川区 港区	本陣市税事務所 固定資産税課償却資産担当 〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) TEL (052)433-4028 FAX (052)433-4066	 地下鉄本陣駅3番出口から100メートル
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課償却資産担当 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) TEL (052)324-9809 FAX (052)324-9826	 地下鉄金山駅5番出口から500メートル
名古屋市公式ウェブサイト < https://www.city.nagoya.jp/ > 右の二次元コードをスマートフォン等で読み取っていただくことで、名古屋市公式ウェブサイトの償却資産ページにアクセスすることができます。		



※ 市税事務所へお越しになる方へ

市税事務所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

また、障がいのある方などには駐車スペースをご案内しておりますので、ご連絡ください。

このリーフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。(7.4.1,730)